

不動産投信発行者名
東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
森ヒルズリート投資法人
代表者名
執行役員 鈴木 統一郎
(コード番号: 3234)

投資信託委託業者
東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
森ビル・インベストメントマネジメント株式会社
代表者名
代表取締役社長 森 寛
問合せ先
財務部長 中村 修次
TEL. 03-6406-9300(代表)

投資信託委託業者における兼業業務廃止に関するお知らせ

森ヒルズリート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託する投資信託委託業者である森ビル・インベストメントマネジメント株式会社(以下、「本投資信託委託業者」といいます。)では、本日開催した取締役会において、平成 19 年 11 月 1 日付で、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第 34 条の 10 第 2 項に定める届出(届出日:平成 17 年 8 月 3 日)により兼業していた、①特定資産に係る投資に関する助言業務、及び②証券投資顧問業(以下、併せて「本件業務」といいます。)を廃止することについて決定しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 概要

(1) 廃止する兼業業務

平成 17 年 8 月 3 日付で届け出た、以下の業務

- ①特定資産に係る投資に関する助言業務(投信法第 34 条の 10 第 1 項第 4 号、及び投信法施行令第 38 条)
- ②証券投資顧問業(投信法第 34 条の 10 第 1 項第 1 号)

(2) 廃止日:平成 19 年 11 月 1 日

(3) 届出予定日:平成 19 年 11 月 2 日

2. 経緯

本投資信託委託業者では、投資法人資産運用業の他に本件業務を兼業してまいりましたが、投資法人資産運用業に専念するために本件業務の兼業廃止の決定をいたしました。

なお、本件に関しましては、以下の法令等の規定に従い、兼業業務の廃止として届け出ます。

(基づく法令等)	(届出先)
投資信託及び投資法人に関する法律	金融庁長官

以上

- ※ 本資料の配布先: 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- ※ 本投資法人のホームページアドレス: <http://www.mori-hills-reit.co.jp/>